

（CC3-6）一般公募によるジョイントセミナー、国際シンポジウム等募集要項

平成28年1月22日 制定
平成28年5月27日 改正
令和2年5月14日 改正

（総則）

第1条 本募集要項は、土木学会学術交流基金管理委員会規則第3条第2項に定める各事業の実施要項とは別に、二国間／多国間技術・学術交流支援実施要項第6条第7項記載の助成候補者の募集に係る基本的な事項を定める。

- 2 事業の実施にあたっては、事業の有効性、実行性、土木学会本部予算との明確なすみ分けに留意するとともに、公益信託土木学会学術交流基金運営委員会からの指摘事項に配慮するものとする。
- 3 事業の形骸化を防ぐため、3年に一度、本募集要項の見直しを行う。

（助成対象）

第2条 助成対象となる事業は、二国間／多国間技術・学術交流支援事業のうち、土木学会会員への公募により国内、国外で実施するジョイントセミナー、国際シンポジウム等（以下「一般公募JS/IS」という。）とする。

- 2 助成対象となる事業は、二国間／多国間技術・学術交流支援事業のうち、土木学会会員への公募により国内、国外で実施するジョイントセミナー、国際シンポジウム等（以下「一般公募JS/IS」という。）とする。その成果が土木工学の展開に貢献すると期待できるものとする。毎年行われるようなイベント的な企画は対象としない。

（助成候補者の募集）

第3条 一般公募JS/ISには、土木学会会員であればだれでも応募することができる。

- 2 学術交流基金管理委員会（以下「委員会」という。）は募集に際して、土木学会誌、土木学会ホームページ等に案内を掲載するものとし、11月上旬に募集を開始し、翌年1月末を期限とすることを原則とする。
- 3 助成候補者の募集にあたって、委員会が主たる目標（例：学生の相互交流など、日本人の国際化に資する事項）を特記する場合には、応募者はそれに配慮する。
- 4 助成候補者の募集にあたって、委員会がテーマ（例：防災・減災、メンテナンス・長寿命化、人口減少など）を設定する場合には、応募者はそれに配慮する。

（助成申請方法）

第4条 助成申請にあたっては、所定の助成申請書に必要事項を記入し、委員会に提出する。

（助成候補者の選考）

第5条 委員会は、書類審査において、助成候補者からの助成申請書に基づき、各事業の意義、期待される成果、計画および予算の適正等を評価したうえでヒアリングを実施し、その有効性、実行性を確認する。

- 2 一般公募JS/ISの1件当たりの助成額の上限は100万円とする。

(助成金の支給等)

第6条 助成金の支給等は以下のとおりとする。

- (1) 助成金は、原則として助成対象期間の開始に先立ち支給するものとする。
- (2) 助成金の交付を受けた者は、所定の様式による報告書を提出するものとする。
- (3) 助成金の交付を受けた者が、助成金を目的以外のために使用したことが判明した時は、助成金の返還を求めるとともに、以後における助成資格を失うものとする。

(助成の明示等)

第7条 助成対象者は、一般公募JS/ISの実施にあたり、「公益信託土木学会学術交流基金」により助成を受けていることをプログラム等に明示するものとする。

2 助成対象者は、事業終了後、その成果報告として、別途定める様式により報告書を作成し委員会に提出するとともに、土木学会誌、国際センター通信等へ報告記事（和文、英文）を投稿するものとする。